

閱覽用

令和4年3月18日

第3回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第3回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年3月18日(金) 午後2時04分から午後2時55分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

農業委員(17名)

1番 野地 太郎	2番 佐藤 勝則	3番 大内 和長
4番 菅野 一紀	5番 川口 美奈子	6番 武藤 一夫
7番 安齋 栄	8番 安齋 喜八	9番 佐久間 栄吉
10番 武藤 栄利	<del>11番 菅野 秀和</del>	12番 根本 信康
13番 佐藤 孝志	<del>14番 佐藤 美由紀</del>	15番 遠藤 伝栄
16番 馬場 利正	17番 松本 太	18番 齋藤 弘美
19番 奥平 貢市		

農地利用最適化推進委員(17名)

20番 菊地 清吉	21番 佐藤 孝	22番 武藤 善朗
23番 安齋 浩一	24番 佐藤 一男	25番 佐藤 薫
26番 石川 重彦	27番 菅野 正寿	28番 佐藤 洋三
<del>29番 平 義一</del>	30番 大石 忠雄	31番 遊佐 一夫
32番 渡邊 久	33番 伊藤 金志	<del>34番 渡邊 一正</del>
35番 遠藤 康子	36番 大内 信一	37番 安齋 秀明
38番 武藤 健之		

#### 4 欠席委員

農業委員

11番 菅野秀和委員、14番 佐藤美由紀番委員

農地利用最適化推進委員

29番 平義一委員、34番 渡邊一正委員

#### 5 遅参委員

なし

#### 6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

第5 議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第6 議案第17号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

第7 議案第18号 令和4年度二本松市農作業労働賃金標準額並びに賃借料情報について

#### 7 農業委員会事務局職員

事務局長 高根功幸 農地係長 野地 通 農地係 長谷川拓也

## 8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長　これより、令和4年第3回二本松市農業委員会を開会します。

（宣告　午後2時04分）

議長（奥平貢市）会長　委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中17名、推進委員19名中17名で定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、11番菅野秀和委員、14番佐藤みゆき委員、29番平義一委員、34番渡邊一正委員から欠席の旨、届出がありましたので、ご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長　それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長　それでは、18番齋藤弘美委員、1番野地太郎委員の両名を指名いたします。

議長（奥平貢市）会長　日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長　異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

なお、この際、お願い申し上げます。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第3、議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書3ページをご覧ください。

議案第14号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和4年3月18日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1から2につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

次に番号3につきましては、借受人の経営規模の拡大のため、貸付人は相手方の要望を受けて、申請地に賃借権を設定するものであります。

議案書4ページをご覧ください。

番号4につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

次に番号5につきましては、譲受人の新規就農のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

次に番号6につきましては、借受人の新規就農のため、貸付人は相手方の要

望を受けて、申請地に使用貸借権を設定するものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

33番（伊藤金志）委員 33番、伊藤です。議案第14号番号1について調査報告をいたします。

申請内容につきましては、事務局説明のとおりです。3月15日13時から、馬場委員と私と2人で現地におきまして調査を行いました。譲渡人の[REDACTED]さんは外出中という事で、また、譲受人の[REDACTED]さんも仕事で出れないという事で行いました。年度末の多忙な時期でございますので、改めて調整はせず電話で確認を行いました。双方とも申請内容に間違いがないという事で行いましたので、何ら問題なく許可相当かと判断いたしました。皆様方のご審議の程よろしく願いいたします。以上です。

36番（大内信一）委員 36番、大内です。議案第14号番号2について調査内容を報告します。

3月13日8時30分より、農業委員・佐藤孝志さんとともに、譲渡人・[REDACTED]さんおよび譲受人・[REDACTED]さんから、聞き取りおよび現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、特に問題ないため許可は相当と考えます。

続きまして、番号3の調査内容を報告いたします。3月13日8時45分から、農業委員・佐藤孝志さんとともに、貸付人・[REDACTED]さんになっておりますが、用事あって出られないという事で、お母さんの[REDACTED]さんに出席していただきました。[REDACTED]さんから聞き取り、現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、特に問題ないため許可適当と考えます。なお、議案第16号番号9番、10番と関連があります。よろしくお願いいたします。

25番（佐藤 薫）委員 25番、佐藤です。議案第14号4番について、調査結果をご報告いたします。

3月12日午前11時30分より、譲渡人の[REDACTED]さんと譲受人の[REDACTED]さん、農業委員の安齋喜八さんと私4人で、現地を確認いたしました。内容については事務局説明のとおりでございます。現在は、河川と隣接しております。台風被害の工事がまもなく完了するという事でございます。その後については、作付けするにあたって、譲り受けする事によって、非常に利便性が高まるという事で、特に問題ないのかなと判断してまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

24番（佐藤一男）委員 24番、佐藤です。議案第14号の5番、6番の調査結果をご報告いたします。

3月13日午後4時より、譲受人の[REDACTED]さんとともに、現地で調査いたしました。当日は農業委員の菅野秀和君とともに調査させていただきました。なお、

■さんについては、前日に電話で確認いたしました。その結果、事務局説明のとおり、何ら問題ありませんので、許可適当と思います。

続きまして6番、譲渡人の■さんと■さんとともに、現地にて調査させていただきました。■さん、新規就農という事でありまして、土地も近くだったもので借りるという事で、事務局説明のとおり、何ら問題ありませんので許可適当と思います。皆さんのご審議よろしくお願ひします

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第14号、番号1から番号6について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第14号、番号1から番号6については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第4、議案第15号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。



事務局 議案書 5 ページをご覧ください。

議案第 15 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について。

農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請があったので審議を求める。

令和 4 年 3 月 18 日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号 1、議案第 16 号 7 と同一案件となります。譲渡人は当初一般住宅の建築を計画しましたが後継者の死亡等により事業実施が不可能となったため、譲受人が買受け宅地分譲地として利用します。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

7 番（安齋 栄）委員 7 番、安齋です。議案第 15 号番号 1 について、調査内容をご報告いたします。

去る 14 日午前 9 時 40 分より、譲受人の有限会社 [REDACTED] 代表取締役・ [REDACTED] 氏に遊佐一夫推進委員とともに、現地にて聞き取りおよび説明を受けました。内容は事務局説明どおりです。譲渡人の [REDACTED] さんは、電話したところ奥さんが対応してくれ、高齢で車等も足もなく立ち会う事はできないという事でした。それで、詳しく聞きましたら、娘さんが以前に土地を購入して

いたが亡くなったので、住宅を建築する事ができないということでございます。  
そのため譲ることに間違いないという事でした。特に問題なく許可適当と思  
います。皆様方のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許し  
ます。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第15号、番号1について、原案のとおり承認することに賛成の委員は  
挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第15号、番号1について  
は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第5、議案第16号「農地法第5条第1  
項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書6ページをご覧ください。

議案第16号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め

る。

令和4年3月18日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、既存住宅までの進入路および駐車場が不足しているため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号2、XXXXXXXXXXの建替えに伴い従業員用駐車場が不足するため、申請地に駐車場の拡張を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号3、譲受人は集合住宅に住んでいますが、子の成長に伴い手狭になったため申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し水路へ排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号4、一時転用となります。市の災害復旧工事受注に伴い、残土置場が必要となったため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号5、一時転用となります。既存駐車場敷地の拡張工事に伴い、仮設の駐車場が必要となったため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地

区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用区域内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可できると判断されるものであります。

議案書8ページをご覧ください。

番号6、観光農園への来客数増加に伴い駐車場が不足するため、申請地に駐車場の拡張を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり第1種農地と判断されますが、既存施設の拡張のために行われるものであり、例外的に許可できると判断されるものであります。

番号7、議案第15号1と同一案件となります。宅地化が進む地域にあり、住宅地として最適な申請地に宅地分譲を計画します。分譲後の汚水については公共下水道に接続し排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第1種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号8、宅地化が進む地域にあり、住宅地として最適な申請地に宅地分譲を計画します。分譲後の汚水については公共下水道に接続し排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第1種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号9、事後申請となります。隣接する宅地を購入しようとしたところ、平成10年頃に建築した物置敷地が違反転用状態であることが判明したため申請

します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号10、隣接する宅地を購入するにあたり、駐車場敷地が不足するため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号11、事後申請となります。平成15年から利用していた進入路が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

議案書10ページをご覧ください。

番号12、自宅敷地が狭く駐車場が不足するため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

17番（松本 太）委員 17番、松本です。議案16号番号1について、

調査内容を報告いたします。

3月16日午後2時より、現地にて、譲渡人の[ ]さんと行政書士の[ ]さんから、菊地清吉推進委員と私で聞き取り調査を行いました。譲受人の[ ]さんからは、電話にて確認し、申請内容に間違いのないことでした。内容は事務局の説明どおりです。調査結果、特に問題がないため許可相当と考えるので、皆様のご審議よろしく願いいたします。

続きまして議案16号番号2について、調査内容を報告いたします。3月16日午後1時30分より、現地にて、貸付人の[ ]さんから、菊地清吉推進委員と私で聞き取り調査を行いました。借受人の株式会社[ ]さんからは、電話で確認し、申請内容に間違いのないことでした。内容は事務局の説明どおりです。調査結果、特に問題がないため許可相当と考えるので、皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

18番(齋藤弘美)委員 18番、齋藤です。議案第16号番号3について、調査内容を報告いたします。

3月11日、譲渡人の[ ]さんと譲受人の[ ]さんから内容を聞きとり、13日に安齋浩一委員とともに現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、周りが住宅地で排水なども特に問題がないため許可相当と考えるので、ご審議よろしく願いいたします。以上です。

5番(川口美奈子)委員 5番の川口美奈子です。議案第16号の4番について、調査結果をご報告いたします。

3月13日午後1時より、推進委員の渡邊一正さんとともに、貸付人の[ ]さん立ち合いのもと聞き取り調査および現地調査を行いました。また、貸付人の[ ]さんは、少し体が不自由で立ち合いが難しいとの事で、同日にご自宅に伺いました。借受人の[ ]社長の[ ]さんには、電話をいたしまして、都合が悪く立ち合いができないとの事でしたので、そのまま内容の確認を行いました。お二方とも申請内容に間違いがないという事で、内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、特に問題がないため許可適当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

7番（安齋 栄）委員 7番、安齋です。議案第16号番号5、6、7、8について調査内容を報告します。

まず番号5について、14日午前9時、貸付人の[ ]氏と借受人の有限会社[ ]・代表取締役の[ ]氏に、遊佐一夫推進委員とともに現地にて聞き取りおよび説明を受けました。内容は事務局説明どおりです。一時転用でもあり許可適当と判断いたしました。皆様方のご審議よろしくお願いたします。

次に番号6について、同じく14日午前9時20分、貸付人の[ ]氏、借受人の[ ]代表取締役・[ ]氏に、遊佐一夫推進委員とともに、聞き取りおよび説明を受けました。内容は事務局説明どおりです。特に問題もなく許可適当と判断いたしました。なお、両人は親子関係です。皆様方のご審議よろしくお願いたします。

番号7について、この案件は、先ほど可決されました議案第15号1と同じ

です。隣地等にも問題なく許可適当と判断いたしました。皆様方のご審議よろしく申し上げます。

次に番号8について、調査内容を報告いたします。同じく14日午前10時、譲受人の[ ]株式会社・不動産部部長の[ ]氏に遊佐一夫推進委員とともに、現地にて聞き取りおよび説明を受けました。内容は事務局説明どおりです。隣地等に問題もなく、道路に囲まれた地域でございます。何ら問題なく許可適当と判断いたしました。なお、譲渡人の[ ]さんは、当日都合が悪く電話での確認になり、申請に間違いなしとの事でございます。皆様方のご審議よろしくお願いたします。以上です。

13番（佐藤孝志）委員 13番、佐藤です。議案第16号番号9および10の案件について調査結果を報告いたします。

この案件は、議案第14号番号2と3と関連がありますので、先ほど大内委員からも説明がありましたが、まず、13日の午前9時、先ほどの案件に引き続きまして、[ ]さんの母の[ ]さん、それから[ ]さん、[ ]さんと[ ]さんというのは、先ほども言いましたけれども親子でございます。隣地の先ほどの案件ありましたけれども、[ ]さんも地元で詳しいという事で説明をいただきました。調査の結果、何ら問題なく、内容についても事務局報告のとおりでございます。許可適当ではないかと判断いたしましたので、皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上でございます。

1番（野地太郎）委員 1番、野地です。議案第16号の11番の調査結果



の報告をいたします。

13日、安齋秀明推進委員と2人で、[REDACTED]さん宅に伺いまして、立ち合いの中でお話を聞いて来ました。[REDACTED]さんは子どもさんなのですが、ちょうど時間的にいなかったものですから、お父さんの[REDACTED]さんに話を聞いて来ました。内容的には事務局の説明のとおりでありまして、別に何ら問題ないのかなど。今回、違反転用ということで、顛末書も出ておりますので、今般遅ればせながら、農地転用の許可申請をする次第でありますというような顛末書も提出されておりますので、やむを得ないのかなという事で話をしました。以上であります。よろしく申し上げます。

27番（菅野正寿）委員　27番、菅野です。議案第16号番号12について、調査内容を報告いたします。

去る3月14日8時30分より、現地にて貸付人・[REDACTED]さん、それから農業委員の武藤一夫さんとともに、現地で聞き取り調査いたしました。借受人の[REDACTED]さんは息子さんですが、仕事の都合で電話にて確認いたしました。調査の結果、帰ってきた息子さんの住宅のそばに駐車場がないということで、上の田んぼも耕作しておらず、道路挟んで下の田んぼも耕作していないところでしたので、周りに影響もないだろうという事で、許可適当であると判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長（奥平貢市）会長　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許し

ます。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第16号、番号1から番号12について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第16号、番号1から番号12については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第6、議案第17号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

なお、この際、申し上げます。

本議案中、番号18について[ ]委員が、番号23及び番号24について[ ]委員が、議案に関係がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事に参与できないこととなっており、関係委員を除外して審議することとなります。

よって、まず、議案第17号、番号18を審議することとしますので、[ ]

[ ]委員の退席を求めます。

( [ ] [ ]委員 退席)

議長（奥平貢市）会長 議案第17号、番号18について、事務局の説明を

求めます。

事務局 議案書 17 ページをご覧ください。

議案第 17 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和 4 年 3 月 18 日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、3 月 31 日を予定しております。

番号 18 につきましては、1 筆 1,924 平方メートルに利用権の新規設定のために申請があったものとなります。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号 18 につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、議案第 17 号、番号 18 についての質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第 17 号、番号 18 について、原案のとおり承認することに賛成の委員

は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第17号、番号18については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

■■■■委員の除斥を解きます。

(■■■■委員 復席)

議長（奥平貢市）会長 次に、議案第17号、番号23及び番号24を審議することとしますので、■■■■委員の退席を求めます。

(■■■■委員 退席)

議長（奥平貢市）会長 議案第17号、番号23及び番号24について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書19ページをご覧ください。

番号23につきましては、5筆5,079平方メートルに、議案書20ページの番号24番につきましては、2筆797平方メートルに、利用権の新規設定のために申請があったものとなります。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号23、24につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、議案第17号、番号23及び番号24についての質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長(奥平貢市)会長 それでは採決いたします。

議案第17号、番号23及び番号24について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(奥平貢市)会長 全員賛成ですので、議案第17号、番号23及び番号24については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

委員の除斥を解きます。

(委員 復席)

議長(奥平貢市)会長 次に、議案第17号、番号1から番号39のうち、番号18、番号23及び番号24の3件を除く36件について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 農地流動化の状況について、議案書30ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区61筆208,444平方メートル、安達地区27筆30,807平方メートル、岩代地区24筆25,977平方メートル、東和地区3筆2,974平方メートル、合計115筆268,202平方メートルの計画内容でございます。

なお、利用権の新規設定は議案書11ページの番号1番、2番、3番、議案書13ページの番号5番、議案書15ページの番号12番、議案書16ページの番号13番から17番、議案書18ページの番号19番、21番、議案書24ページの番号31番から35番、議案書26ページの番号36番から38番、議案書28ページの番号39番の計21件となります。

また、番号31番から39番の9件については農地中間管理機構である福島県農業振興公社が利用権設定を受け、同時に借受者に対して利用権設定を行うものです。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号1から番号39番のうち番号18番、23番、24番の3件を除いた36件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは、議案第17号、番号1から番号39のうち、番号18、番号23及び番号24の3件を除く36件について採決いたします。

議案第17号、番号1から番号39のうち、番号18、番号23及び番号24の3件を除く36件について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第17号、番号1から番号39のうち、番号18、番号23及び番号24の3件を除く36件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第7、議案第18号「令和4年度二本松市農作業労働賃金標準額並びに賃借料情報について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書31ページをご覧ください。

議案第18号令和4年度二本松市農作業労働賃金標準額並びに賃借料情報について。

令和4年度二本松市農作業労働賃金標準額並びに令和3年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料情報を次のとおり定める。

令和4年3月18日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

議案書32ページをご覧ください。

はじめに、令和4年度の農作業労働賃金標準額につきましては、「一般作業」の金額を「1時間当たり828円、1日当たり6,624円に増額」、「育苗」の金額を安達地域農業振興公社の育苗価格に合わせ、「20円増額」し記載の金額に、

その他の金額は据え置きとするものであります。

なお、この表は、市内の農作業労働賃金の適正化と均衡を図るために定めるもので、労働能力やほ場整備により差異があると認められた場合は、当事者間で協議していただくこととなります。

続きまして賃借料情報につきましては、令和3年1月から12月までに締結・公告された賃借料を表の下部に記載しております。

1の田の部分につきましては、二本松・安達地域と岩代・東和地域に分けて平均値・最高値・最低値・件数を載せております。

2の畑の部分につきましては、市全体としまして、平均値を載せております。

3の採草放牧地につきましては、取り扱う件数が少ないため平成21年のデータを載せるものであります。

以上で議案の説明を終わります

議長（奥平貢市）会長　以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

27番（菅野正寿）委員　1点なんですけど、労賃等が上がる、作物の価格が安い中で、なかなか農家は大変だと思うんですね。そういった場合、農業経営者に対する何か支援を、今後、農業委員会でも検討していただければ良いと思うのですが、どうでしょうか。

事務局　それでは菅野正寿委員からの意見に対するご回答を申し上げます。



まず、こちらは農作業労働賃金標準額ということで、議案説明にもありましたとおり、あくまで標準額を定めるものです。賃金の部分につきましては、最低賃金ということで、国・県で定められた金額ですので、こちらについては、如何ともし難いというか、下げることはできないということでございます。

あと、補助の関係について農業委員会で考えられないかについてですが、こちらに関しましては、農業委員会の中で議論をいただきまして、市に対しての意見書、年に1回提出している中で、そういった補助政策につきまして、要望、提案等を出していただければというふうに考えます。今後の委員会、協議会の中で、ご検討いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（奥平貢市）会長　　よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　　全員賛成ですので、議案第18号については、原案のとおり決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　　以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和4年第3回二本松市農業委員会を閉会いたします。

（宣告　午後2時55分）

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和4年3月18日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署 名 委 員 齋藤 弘美

署 名 委 員 野地 太郎

